

# 金沢屋 関係諸法令



KANAZAWAYA

# 景品表示法

景品表示法は、不当な景品類および表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限および禁止について定めています。加盟店が行う広告宣伝には同法が適用されます。禁止される広告宣伝は以下のとおりです。

## (1) 優良誤認表示(同法5条1号)

商品または役務の内容について、

### ①一般消費者に対し、実際のものより著しく優良であると示す表示

例：実際には国産ではないのに、「国産和紙100%使用の障子紙」と表示する

### ②事実に相違して競合他社の同種または類似の商品または役務よりも著しく優良であると示す表示

例：「他社製品にこの強度のものはありません。」としているが、実際には同程度の強度のものが存在する場合は禁止されています。

## (2) 有利誤認表示(同法5条2号)

商品または役務の内容について、

### ①取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

例：「先着50名限定価格」と記載されているが、実際には50名限定ではなかった場合や特に割引がなされていない場合、

### ②取引条件について、競争業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

例：「地域最安値」とうたっているが、実際には地域最安値ではない場合は禁止されています。

## (3) おとり広告の禁止

### ①取引の申出に係る商品・サービスについて、取引を行うための準備がなされていない場合のその商品・サービスについての表示

### ②取引の申出に係る商品・サービスの供給量が著しく限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明瞭に記載されていない場合のその商品・サービスについての表示

### ③取引の申出に係る商品・サービスの供給期間、供給の相手方又は顧客一人当たりの供給量が限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明瞭に記載されていない場合のその商品・サービスについての表示

### ④取引の申出に係る商品・サービスについて、合理的理由がないのに取引の成立を妨げる行為が行われる場合その他実際には取引する意思がない場合のその商品・サービスについての表示

[ケース1]チラシに見積り、出張費無料と記載しているが、商圈エリアが広いため、単価の安いお客様には出張費をお願いしている。

[ケース2]網戸の張替え1,500円のチラシを出しているが、実際には1,500円分の作業を希望されるお客様はお断りしている。

[ケース3]畳の表替えに対して問い合わせがあったが、施工協力業者の目星がついていないため、お断りをした。

⇒[ケース1~3]はいずれもおとり広告に該当するおそれがあります。

景品表示法違反は消費者庁から措置命令を下されることもあり、その場合、事業者名が公表されることになり、事業上の信用を大きく棄損することになります。

# 景品表示法



職人手仕事は  
お近くが一番安心!

sample

- 代金後払い**  
張替についてのお支払いは安心の  
仕上がり確認後の後払いです。
- 張替一年保証**  
自然発生での剥がれにつきましては、  
張替から一年間、無償にて  
張り直します。
- 安心の仕上り**  
万が一仕上がりがお気に召さなければ、  
何度でも張り直しをさせて頂き、  
ご納得頂けるまでお代は  
いただきません。

- 障子
- 網戸
- ふすま

いずれも  
大 **1,500**円(税込価格)  
(1,650円~)

●状態・状況によって別途費用がかかる場合がございます。  
●お見積りは無料となりますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

**障子**

・中…1,200円~  
(税込価格1,320円~)  
・小…900円~  
(税込価格990円~)

ペット対応強化障子紙!  
タフトップ紙5倍の強度!  
幅広、丈長は割増。

**網戸**

・中…1,200円~  
(税込価格1,320円~)  
・小…900円~  
(税込価格990円~)

高耐久のネット使用!  
その他、24メッシュ、  
30メッシュなど  
さらに強いネットもオススメ!  
幅広、丈長は割増。

**ふすま**

・中…1,200円~  
(税込価格1,320円~)  
・小…900円~  
(税込価格990円~)

花柄、無地、総柄、山水など  
多数ご用意しております。  
見本帳をお持ちします。

**畳、クロス、床も  
お値打ち施工!**

**地元に着した張替え専門店**

ご注文の流れ

お電話にてお問い合わせ! お見積り相談などの後、ご注文文、ご依頼、ご住所、お電話番号、日時の決定。集配車で伺います。現場で依頼確認、正式なお見積書を作成しお渡しした後、商品をお預かりいたします。積重ね運んで、作業場で丁寧に張替えます。汚れなど綺麗に掃除しますので、そのままお出しください。1枚1枚、丹精込めて仕上げます。

張替本舗 **金沢屋** ○○○○○○店

KANAZAWAYA

**☎000-000-000**

〒○○○-○○○ ○○○○○○○○○○○○

●営業時間:00:00~00:00 ●定休日:○○○○○

金沢屋  
ホームページ

出来ないことを記載する、記載していることをやらないということは、お客様の期待を裏切ることになります。  
お客様との信頼関係構築は金沢屋事業において最も重要です。

# 消費者契約法

## 消費者契約法とは

消費者(個人)と事業者(法人、個人事業者)との間の契約を消費者契約といいます。

消費者契約法は消費者保護の観点から一定の場合に契約の全部または一部を「取消し」または「無効」としています。

## 取消し

事業者の不当な勧誘によって契約したときは、消費者はその「取消し」が可能です。

### ①不実告知

契約の対象となる物やサービスの内容・品質・効果などの説明、価格や支払方法、その他重要な事項(契約内容)について、事実と違う説明をした場合。また、契約の対象となる物やサービスに関連しない事項について、生命、身体、財産その他重要な利益についての損害または危険を回避するための必要性について、事実ではないことを言った場合。

### ②不利益事実の不告知

消費者の利益となる旨を告げながら、重要事項について不利益となる事実を故意又は重大な過失により告げなかった場合。

### ③断定的判断の提供

将来における変動が不確実な事項について、確実であると告げた場合。

### ④過量契約

消費者にとっての通常の分量を著しく超えることを知りながら、消費者契約を勧誘した場合。

### ⑤不退去行為

事業者が消費者の自宅や勤務先などで勧誘しているとき、消費者が事業者に対し、帰ってほしいなど退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、事業者が退去しなかった場合

### ⑥退去妨害

事業者が勧誘している場所から、消費者が帰りたなど退去する意思を示したにもかかわらず、消費者を退去させなかった場合。

### ⑦契約締結前に債務の内容を実施等

事業者が、契約締結前に、契約による義務の全部又は一部を実施し、実施前の現状の回復を著しく困難にした場合

事業者が、契約締結前に、契約締結を目指した事業活動を実施し、これにより生じた損失の補償を請求する旨等を告げた場合。

### ⑧判断力の低下の不当な利用

消費者が加齢や心身の故障により判断力が著しく低下していることから、現在の生活の維持に重大な不安を抱えていることを知りながら、不安をあおり、契約が必要と告げた場合。

### ⑨不安をあおる告知(就職セミナー等)

### ⑩好意の感情の不当な利用(デート商法等)

### ⑪靈感等による知見を用いた告知(靈感商法等)

# 消費者契約法

## 無効

消費者の利益を不当に害する契約条項は、無効となります。

### ①事業者は責任を負わないとする条項

損害賠償責任の全部を免除する条項や、事業者の故意または重過失による場合に損害賠償責任の一部を免除する条項は無効

### ②消費者はどんな理由でもキャンセルできないとする条項

事業者の債務不履行等の場合でも、消費者の解除権を放棄させる条項は無効

### ③成年後見人制度を利用すると契約が解除されてしまう条項

事業者に対し、消費者が後見開始等の審判を受けたことのみを理由とする解除権を付与する条項は無効

### ④平均的な損害の額を超えるキャンセル料の条項

契約の解除に伴う平均的な損害額を超える部分や、遅延損害金につき年利14.6%を超える部分についての条項は無効

### ⑤消費者の利益を一方的に害する条項

任意規定の適用による場合に比べ、消費者の権利を制限しまたは義務を加重する条項であって、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものは無効。具体的に当該条項にあたるか否かは総合的に判断される。

# 特定商取引法【特商法】

## 特定商取引法とは

特定商取引法は、事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止し、消費者の利益を守ることを目的とする法律です。具体的には、訪問販売や通信販売等の消費者トラブルを生じやすい取引類型を対象に、事業者が守るべきルールと、クーリングオフ等の消費者を守るルール等を定めています。

家工房の運営において【訪問販売】が適用される場合があります、適用される案件に関しては特商法に則った対応が必要になります。

## 事業者が守るべきルール

### 1. 事業者の氏名等の明示(法第3条)

事業者は、訪問販売をしようとするときは、勧誘に先立って、消費者に対して以下のことを告げなければなりません。

- ①事業者の氏名(名称)
- ②契約の締結について勧誘することが目的であること
- ③販売しようとする商品(権利、役務)の種類

### 2. 再勧誘の禁止(法第3条の2)

事業者は、訪問販売をしようとするときは、勧誘に先立って消費者に勧誘を受ける意思があることを確認するように、努めなければなりません。消費者が契約締結の意思がないことを示したときには、その訪問時においてそのまま勧誘を継続すること、その後改めて再勧誘することが禁止されています。

### 3. 書面の交付

事業者は、契約の申し込みを受けたとき又は契約を締結したときには、以下の事項を記載した書面を消費者に渡さなければなりません。

- ①商品(権利、役務)の種類
- ②販売価格(役務の対価)
- ③代金(対価)の支払時期、方法
- ④商品の引渡時期(権利の移転時期、役務の提供時期)
- ⑤契約の申込みの撤回(契約の解除)に関する事項(クーリング・オフができない部分的適用除外がある場合はその旨含む。)
- ⑥事業者の氏名(名称)、住所、電話番号、法人にあっては代表者の氏名
- ⑦契約の申込み又は締結を担当した者の氏名
- ⑧契約の申込み又は締結の年月日
- ⑨商品名及び商品の商標又は製造業者名
- ⑩商品の型式
- ⑪商品の数量
- ⑫引き渡された商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合の販売業者の責任についての定めがあるときは、その内容
- ⑬契約の解除に関する定めがあるときには、その内容
- ⑭そのほか特約があるときには、その内容

# 特定商取引法【特商法】

## 4. 禁止行為(法第6条)

- ①契約の締結について勧誘を行う際、又は契約の申し込みの撤回(契約の解除)を妨げるために、事実と異なることを告げること
- ②契約の締結について勧誘を行う際、故意に事実を告げないこと
- ③契約を締結させ、又は契約の申し込みの撤回(契約の解除)を妨げるために、相手を威迫して困惑させること
- ④勧誘目的を告げない誘引方法(いわゆるキャッチセールスやアポイントメントセールスと同様の方法)により誘引した消費者に対して、公衆の出入りする場所以外の場所で、契約の締結について勧誘を行うこと

## 5. 行政処分・罰則

行政規則に違反した事業者は、業務改善の指示(法第7条第1項)や業務停止命令(法第8条第1項前段)、役員等の業務禁止命令(法第8条の2第1項)等の行政処分の対象となるほか、一部は罰則の対象になります。なお、行政処分が行われた場合には、当該事実は公表されます。





# 特定商取引法【特商法】

## 金沢屋での対応方法

### 4. 禁止行為(法第6条)

- ①契約の締結について勧誘を行う際、又は契約の申し込みの撤回(契約の解除)を妨げるために、事実と異なることを告げる事⇒嘘をついてはいけません。クーリングオフをされたくなくてクーリングオフができないといった嘘をついた場合、クーリングオフ期間がいつまでも満了しなくなってしまう。
- ②契約の締結について勧誘を行う際、故意に事実を告げない事⇒お客様が判断するのに不利益になる情報を故意に隠すことはやめましょう。
- ③契約を締結させ、又は契約の申し込みの撤回(契約の解除)を妨げるために、相手を威迫して困惑させる事⇒脅したり、お客様が恐怖を感じる態度や言葉遣いに気を付けてください。また、このままでは家が大変なことになるといった不安を煽る言動も行わないようにしてください。
- ④勧誘目的を告げない誘引方法(いわゆるキャッチセールスやアポイントメントセールスと同様の方法)により誘引した消費者に対して、公衆の出入りする場所以外の場所で、契約の締結について勧誘を行うこと



# 特定商取引法【特商法】

## 消費者の保護

特商法が適用されると、お客様にはクーリングオフの権利が発生します。クーリングオフとは簡単に  
お伝えすると、契約日を含めて8日間の間であれば、無条件で解約ができる権利です。解約するにあ  
たり、理由は不要であり、「やっぱりやめた」が通用することになります。

### 6. 契約の申込みの撤回又は契約の解除(クーリングオフ制度)(法第9条)

訪問販売の際、消費者が契約を申し込んだり、締結したりした場合でも、法律で決められた書面を受  
け取った日から数えて8日以内であれば、消費者は事業者に対して、書面又は電磁的記録により申込  
みの撤回や契約の解除(クーリング・オフ)ができます。

なお、事業者が、クーリング・オフに関する事項につき事実と違うことを告げたり、威迫したりする  
ことによって、消費者が誤認・困惑してクーリング・オフしなかった場合には、上記期間を経過して  
いても、消費者はクーリング・オフをすることができます。

### 7. 過量販売契約の申込みの撤回又は契約の解除(法第9条の2)

訪問販売の際、消費者が通常必要とされる量を著しく超える商品(役務・政令で定める権利)を購  
入する契約を結んだ場合、契約締結後1年間は、契約の申込みの撤回又は契約の解除ができます(消  
費者にその契約を結ぶ特別の事情があったときは例外です。)

### 8. 契約の申込み又はその承諾の意思表示の取り消し(法第9条の3)

事業者が、契約の締結について勧誘する際、以下のような行為をしたことにより、消費者がそれぞれ  
以下のような誤認をすることによって契約の申込みやその承諾の意思表示をしたときには、その意思  
表示を取り消すことができます。

事実と違うことを告げられた場合であって、その告げられた内容が事実であると誤認した場合

故意に事実を告げられなかった場合であって、その事実が存在しないと誤認した場合



# 特定商取引法【特商法】

## 消費者の保護

### 9. 契約を解除した場合の損害賠償等の額の制限（法第10条）

例えば代金の支払遅延等、消費者の債務不履行を理由として契約が解除された場合には、事業者から法外な損害賠償を請求されることがないように、特定商取引法は、事業者が以下の額を超えて請求できないことを定めています。

- ①商品（権利）が返還された場合、通常の使用料の額（販売価格から転売可能価格を引いた額が、通常の使用料の額を超えているときにはその額）
- ②商品（権利）が返還されない場合、販売価格に相当する額
- ③役務を提供した後である場合、提供した役務の対価に相当する額
- ④商品（権利）をまだ渡していない場合（役務を提供する前である場合）、契約の締結や履行に通常要する費用の額

これらに法定利率による遅延損害金の額が加算されます。

### 10. 事業者の行為の差止請求（法第58条の18）

事業者が以下の行為を不特定かつ多数の者に、現に行い、又は行うおそれがあるときは、適格消費者団体は、事業者に対し行為の停止若しくは予防、その他の必要な措置をとることを請求できます。

- ①契約の締結について勧誘を行う際、又は契約の申込みの撤回（契約の解除）を妨げるために、事実と違うことを告げる行為
- ②契約の締結について勧誘を行う際、故意に事実を告げない行為
- ③契約を締結させ、又は契約の申込みの撤回（契約の解除）を妨げるため、威迫して困惑させる行為
- ④消費者に不利な特約、契約解除に伴う損害賠償額の制限に反する特約を含む契約の締結行為

※なお、適格消費者団体は自らの活動をHP等で報告しており、その中には事業者の説明を求める旨の書面の送付なども含まれ、当該事業者の名称も記載されています。したがって、適格消費者団体からかかる書類を受領してしまうと、「疑わしい業者」との認識を持たれてしまう可能性があります。適格消費者団体は消費者契約法違反を犯している可能性のある事業者の調査等を行っておりますので、疑わしい営業等を行わないことが大切です。

### 11. 公益社団法人日本訪問販売協会の「訪問販売消費者救済基金制度」について（法第29条の2）

公益社団法人日本訪問販売協会は、特定商取引法の規定により、会員の訪問販売に係る契約を解除し、又は契約の申込み若しくはその承諾の意思表示を取り消して会員に支払った金銭の返還を請求した消費者に対し、会員から正当な理由なく金銭の返還がなされない場合に、「訪問販売消費者救済基金」として会員から積み立てた基金から一定額の金銭を交付する業務も行っています。

※特定商取引法ガイドより引用

# 特定商取引法【特商法】

## 訪問販売に適用されないケース

[ケース1]お客様より、1,500円の障子の貼替の依頼があり、お客様宅へ訪問し1,500円で障子の貼替の見積もりをし成約。

[ケース2]10か月前と3か月前にご依頼があったリピーターのお客様より連絡があり、網戸の張替えの依頼があり訪問。障子に変色があり提案し、成約。※ポイント3

## 訪問販売に適用されるケース

[ケース3]お客様より、襖の引手の補修の依頼があり、引手のみでの交換ができないため襖ごとの新調を提案し、成約。

[ケース4]お客様より、網戸の金額に対しての問い合わせがあり、現地を確認しないことには金額が出せないため説明させてほしいと伝え、訪問し、見積り、成約。

[ケース5]お客様より、障子の張替の依頼があり、見積り、成約。《網戸も剥がれていたの追加提案し、見積り、成約。》

※[ケース5]では、追加提案部分のみ訪問販売となり、特商法が適用される。

## ポイント1 お客様の意思

お客様が電話の段階で何処まで認識として持ったうえで連絡をしているかがポイントです。

既に具体的な商品・作業・金額等について承知の上で依頼の意思を持っているかが重要です。

お客様が電話においてご依頼の意思を持っておられ、お客様の希望に従ってご訪問して成約となった場合には訪問販売に該当しません。一方で、お電話においてはご依頼の意思がなくまずは話を聞きたいだけであったり、ご訪問した結果当初のご依頼とは違う内容でご成約となった場合には訪問販売に該当します。

**※実際にはケース1にあたるかケース4にあたるかは、判断が難しい場合があります。お客様が検討したいとおっしゃっているのに、契約をせかすようなことは避けましょう。ご納得いただいた上契約することで、その後のトラブルを防ぐことができます。**

## ポイント2 金額

3,000円以下の現金での取引で、対価、役務の取引が完了している場合は適用外となります。

## ポイント3 リピーター

過去1年間に2回以上の取引があるお客様は適用外になります。この条件を満たさない場合には、過去に依頼があったとしても訪問販売の適用除外にすることはできません。

# 取引業者管理

金沢屋運営において、協力業者はなくてはならない存在かと思えます。

しかし、金沢屋の大事なお客様宅で作業をしてもらうにあたり、最低限の審査は必要になります。

近所での評判も参考になりますが、以下のような確認も有効であり、下記の①～③は必ず行うようにしてください。なお、過去に問題となった事業者名を変更して営業している場合や新しく事業を立ち上げている可能性がありますので、確認をする際には代表者等の個人名でも確認するようにしてください。

## ①国土交通省【ネガティブ情報等検索サイト】

[<https://www.mlit.go.jp/nega-inf/cgi-bin/search.cgi>]

## ②SNS検索 インスタ、Facebook等のSNS上で不適切な書き込み、投稿や悪評がないか

## ③住所 屋号、電話番号が実在するのか

また、1度確認したから今後も大丈夫ということはなく、リストを作成し、半年に1度は確認するようにしてください。

実際に取引を開始した後、不誠実さが見られたり、

トラブルに発展した場合には今後は取引を行わず、

また、当該業者に関する情報を本部に共有してください。



# 一般廃棄物

廃棄物処理法は「一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合であっては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する市町村長の許可を受けなければならない」(第7条第1項)としており、「収集・運搬(その先の処分も)」については許認可が必要としております。

一般廃棄物に関しては、市町村によって判断、解釈が異なる部分であるため、ご自身のエリアの区役所や市役所へのご確認をお願いします。

基本的に、不用品処分手伝いに関しては、家庭での不用品を処分するための敷地内での整理を指しています(敷地内からゴミ置き場までの移動に関しては市町村により判断が異なる可能性があります。)

市町村の判断によりますが、処分の依頼を受けた場合は、お客様の地域で許可を受けている、一般廃棄物収集運搬業者(ただし、事業系ではなく家庭廃棄物を扱う業者)を紹介をする形が一番無難です。お客様の紹介をし、紹介料を受け取ることは問題ないと判断する自治体が多いです。

※地域によっては、一般家庭での粗大ごみの回収の許可を出していない地域もあるため、依頼先の業者がお客様の地域での許可を得ているか確認が必要です。

# 労働災害保険

## 建設工事を外注に依頼した際の労働保険

労働保険については事業単位で加入するのが原則ですが、建設の事業の労災保険部分だけは、各工事を「事業」として取り扱うこととなっています。そして、こういった工事は当初から期間が予定され、それが完成するなど所定の目的を達成すれば終了しますので、こういった事業を「有期事業」と呼びます。

請負（外注）が行われる建設事業については、元請事業主（加盟店）が事業主として労働保険の適用を受けることになり、個々の下請け事業については、全て元請事業に吸収され、1つの事業として取り扱われるため、元請事業に使用されるすべての労働者について、元請事業主は労働保険料の納付義務を負うこととなります（労働基準法第87条第1項、労働基準法施行規則第48条の2及び別表第1第3号、労働者災害補償保険法第3条第1項、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第3条、第8条第1項等）。

工事については、その工事単位で元請事業主が労働保険を掛けることになるということになります（下請先に実質の労働保険相当額を払って終わりという訳ではありません。）。

上記のとおり、基本的には1つ1つの工事に対して労働保険をかけていくということになりますが、これではあまりに煩雑ですので、以下の条件に合致する場合には（≒小さな工事の集合体と言える場合には）、「有期事業の一括」として複数の工事をまとめて1つの事業として扱い、「一括有期事業」としてまとめて保険料を支払う形になります。

- (1) 事業主が同一人であること
  - (2) 一括しようとする各事業が建設の事業又は立木の伐採の事業であること
  - (3) 各事業の概算保険料が160万円未満であること
  - (4) 建設事業の場合、各事業の請負金額が1億8000万円未満（消費税抜き）、立木の伐採の事業の場合、各事業の素材の見込生産額が1000立方メートル未満であること
  - (5) 各事業の労働保険率〔平成30年4月1日改定〕が同一であること
- 下記のような書式のものを各地方の労働局へ提出が必要です。

様式第7号(第34関係)(甲) 労働保険 一括有期事業報告書(建設の事業) 提出用

労働保険番号	事業の名称	事業場の所在地	事業の期間	請負金額の内訳				労働費率	賃金総額
				請負代金の額	請負代金に 加算する額	請負代金から 控除する額	請負金額		
			年 月 日から 年 月 日まで						
			年 月 日から 年 月 日まで						
			年 月 日から 年 月 日まで						
			年 月 日から 年 月 日まで						
			年 月 日から 年 月 日まで						
			年 月 日から 年 月 日まで						
			年 月 日から 年 月 日まで						
事業の種類			計						

前年度中(保険関係が消滅した日まで)に廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

年 月 日

労働局労働保険特別会計収入徴収官 殿

事業主 氏名

住所

郵便番号( )  
電話番号( )

〔法〕  
社会保険労務士  
氏名 電話番号

〔注意〕  
社会保険労務士記載欄は、この報告書が社会保険労務士が作成した場合のみ記載すること。

労働保険 年度一括有期事業一括報告書(建設の事業) 提出用

事業の種類	事業場の所在地	請負金額	賃金総額	労働費率
31				8.0
31				7.5
32	建設労働事業			16
32				11
33	建設労働事業			10
33				9
34	建設労働事業			17
34				9.5
34				9
35	建設労働事業			12
35				11
35				9.5
36	建設労働事業			15
36				12
36				7.5
36				6.5
36				7.5
36				6.5
37	建設労働事業			15
37				15
37				15
合計				

労働局労働保険特別会計収入徴収官 殿

- [ケース1] 個人事業主Aへ依頼⇒Aより一部施工を個人事業主Bへ依頼  
 [ケース2] 個人事業主Aへ依頼⇒Aより一部施工を従業員雇用の個人事業主Cへ依頼  
 [ケース3] 従業員雇用の法人Dへ依頼⇒Dより一部施工を個人事業主Bへ依頼
- 1の場合は、労働保険の申請が必要なし。  
 2の場合は、個人事業主Cの従業員のみ労働保険の申請が必要。  
 3の場合は、従業員雇用法人Dの従業員のみ労働保険の申請が必要。  
 個人事業主や一人親方は、雇用されている労働者ではないため、対象外になります。

# 建設業法

## 請負金額500万円（税込）以上の請負について

建設業許可を受けていない者は建設業法上では**請負金額500万円以上（税込）の金額**（これは外注先に出す金額ではなく、お客様からいただく金額です。）**の案件を請けることが出来ません**。一方、建設業許可を受けていない場合「軽微な建設工事」とされる工事を請け負う事が出来、この条件が多くの場合請負金額500万未満です。なお住宅に関する軽微な建設工事は下記の通りです。

建築一式工事…1,500万円未満または延べ面積150㎡未満の木造住宅工事

土木一式工事…500万未満

専門工事…500万未満

（大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、タイル・レンガ・ブロック工事、石工事、造園工事、防水工事、塗装工事、屋根工事、板金工事、ガラス工事、内装仕上げ工事、建具工事、鉄筋工事、鋼構造物工事、電気工事、電気通信工事、機械器具設備工事、熱絶縁工事、消防施設工事、水道施工時、管工事、さく井工事、舗装工事、浚渫工事、解体工事、清掃施設工事）

※建築一式工事について

一式工事とは総合的な企画、指導及び調整の元に土木工作物又は建築物を建設する工事であるため、各専門工事の許可を持っていない場合は、500万円以上（税込）の専門工事を単独で請け負うことは出来ません。単独とは「防水工事」のみで500万円以上の場合などを指します。

金額条件の対策について

500万円以上とならないようにと下記の方法を実行しても合計金額として計算されてしまう為に建設業法違反になりえます。

契約を幾つかの期間に分割（第一期工事、第二期工事など）して契約書を分割しても建設業法上の扱いはその建造物と1業者として計算され、その合計額が500万円（税込）以上の場合は建設業法に抵触します。

契約を工事内容毎に分割（足場工事、板金工事、雨どい交換工事、塗装工事など）したとしても建設業法上の扱いはその合計額が500万円（税込）以上の場合は建設業法に抵触しえます。

契約の内訳から材料費を切り離して材料はお客様持ちという形式を採用した場合、元請けから材料提供があった場合は、「注文者が材料を提供する場合には、その市場価格及び運搬費を請負金額に加えたものを請負金額の額とする」と定められています。

対処方法

建設業許可を持っていない場合は許可を持っている会社を「紹介」し、お客様と業者で直取引してもらう

# 建設業法

## 工事の請負契約に関して

自らが元請けとなって下請け業者を手配し工事を遂行するにあたり下記の内容に注意しましょう。

### 「契約の締結」

500万円未満（税込み）の案件の場合、請けることが可能ですが、その際には必ず、お客様との間で住宅リフォーム工事請負契約（建築請負契約）を、外注先との間で建築工事下請契約を締結してください。かかる契約の締結は、建設業法上義務付けられています。なお、**かかる契約には法令所定の項目が含まれている必要があるため、必ず当社所定のフォームを利用してください。**他のフォームを利用した場合、これらの項目が含まれていない可能性があります。

### 「不当に低い請負金額の禁止」

発注者が、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を受注者と締結することを禁止するものです。

発注者が、取引上の地位を不当に利用して、不当に低い請負代金による契約を強いた場合には、受注者が工事の施工方法、工程等について技術的に無理な手段、期間等の採用を強いられることとなり、手抜き工事、不良工事や公衆災害、労働災害等の発生につながる可能性も有り得る為禁止されてます。

### 違反の恐れがある行為事例

- 1) 発注者が、自らの予算額のみを基準として、受注者との協議を行うことなく、受注者による見積額を大幅に下回る額で建設工事の請負契約を締結した場合
- 2) 発注者が、契約を締結しない場合には今後の取引において不利な取扱いをする可能性がある旨を示唆して、受注者との従来の取引価格を大幅に下回る額で、建設工事の請負契約を締結した場合
- 3) 発注者が、請負代金の増額に応じることなく、受注者に対し追加工事を施工させた場合
- 4) 発注者の責めに帰すべき事由により工期が変更になり、工事費用が増加したにもかかわらず、発注者が請負代金の増額に応じない場合
- 5) 発注者が、契約後に、取り決めた代金を一方的に減額した場合

### 「発注後の使用資材の購入強制の禁止」（不当な使用資材等の購入強制）

「不当な使用資材等の購入強制」とは、請負契約の締結後に、発注者が、自己の取引上の地位を不当に利用して、受注者に使用資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを受注者に購入させて、その利益を害することです。

### 違反の恐れがある行為事例

- 1) 請負契約の締結後に、発注者が受注者に対して、工事に使用する資材又は機械器具等を指定し、あるいはその購入先を指定した結果、受注者が予定していた購入価格より高い価格で資材等を購入することとなった場合
- 2) 請負契約の締結後、当該契約に基づかないで発注者が指定した資材等を購入させたことにより、受注者が既に購入していた資材等を返却せざるを得なくなり金銭面及び信用面における損害を受け、その結果、従来から継続的取引関係にあった販売店との取引関係が悪化した場合

# 建設業法

## 工事の請負契約に関して

### 「著しく短い工期の禁止」

1日の労働時間が長くなることにつながる短い工期は、事故の発生や手抜き工事につながる恐れもあります。このことから、下請契約において、適切な工期を設定する必要があり、通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする契約を締結することは法律で禁止されています。尚、著しく短い工期の禁止は、当初契約のときだけではなく、何らかの理由で工事内容の変更があった場合、工期を変更する契約を締結するときにも適用されます。

### 違反の恐れがある行為事例

- 1)元請業者が注文者の要求に応じるため、下請け業者に対して、一方的にかなり短い工期で下請け契約を締結した。
- 2)下請業者が必要な工期を提示したにもかかわらず、元請業者がそれよりかなり短い工期で下請契約を締結した。
- 3)下請業者の原因、責任のない理由により、工期を変更する際、変更後の契約が、通常よりかなり短い工期で下請契約を締結した。

# 建築基準法

## 建築基準法上による「建築物」とは

「土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱もしくは壁を有するもの。（これに類する構造のものを含む）」これに付随する門もしくは塀、観覧の為の工作物又は地下もしくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興業場、倉庫その他これらに類する施設をいい、建築設備を含むものとする。

## 建築確認申請について

建築確認とは、新築の建造や増改築をする際に建築基準法に適合しているか、都道府県や市町村の建築主事または指定確認検査機関の確認を受ける必要があり、この時に使用する申請書が建築確認申請書です。この他に付近見取図、配置図、公図などの図面書類も必要です。建築確認申請を必要とする場合は自力では行わず、建築士に依頼することが多いです。

確認事項には建ぺい率や容積率、住環境、耐久性等に問題がないか確認を受け、住宅性能や安全性が合法と判断された場合に初めて着工に進めます。建築確認申請には着工前の建築確認（確認済証交付）、工事中の中間検査（中間検査合格証交付）、完成後の完了検査（検査済証交付）という工程になります。また、それぞれの確認と自治体検査の段階で建築規模と自治体の定めに応じた手数料が掛かります。

## 建築確認申請が不要なリフォームの条件

下記の条件に該当する場合は、建築確認が不要となります。尚、申請が不要であっても建築基準法を遵守する必要があります。

- ・ 防火地域、準防火地域以外で計10㎡以内の増築や改築を行う場合
- ・ 建築基準法上による建築物に該当しない場合
- ・ 都市計画区域外などで四号建築物を建築する場合など

### 四号建築物とは

建築基準法6条1項の四号に規定される建築物で且つ一号から三号の建築物以外の建築物を指します。

- ・ 一定規模以上の特殊建築物ではない
- ・ 木造建築物は2階建て以下、延べ面積500㎡以下、高さが13m以下、軒高が9m以下
- ・ 非木造建築物は1階以下、延べ面積200㎡以下

### 確認申請の必要例と不要例

必要例：地面に固定し延べ面積10㎡を超えるカーポートや物置

不要例：地面に固定せず置くだけの物置

**建築確認申請が必要かどうかを判断するには自治体、地区ごとに基準が変わりうる為、所管の建築局（又は建設局等）に相談、確認しましょう。**

必要となった場合は建築士が所属している外注先に依頼するなどして対処しましょう。

# 大気汚染防止法 -粉じんに関する規制- 「特定粉じん排出等作業」について

## 「特定粉じん」とは

粉じんの内、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるものを言う。**※石綿＝アスベスト**

現在、特定粉じんに指定されているものは「石綿（アスベスト）」のみとなります。

## 石綿を使用した建築材料と使用目的例

- ・吹付け石綿  
鉄骨（S）造の鉄骨(柱、梁等)への断熱（使用禁止後、耐火被覆材に移行）  
鉄筋コンクリート（RC）造の天井、壁等の耐火、耐熱、吸音、結露防止、意匠
- ・石綿含有断熱材、保温材、耐火皮膜材  
煙突やダクト等の断熱、配管の保温、天井や壁の断熱、結露防止、貫通部の耐火（吹付石綿の代替）
- ・石綿含有成形板等  
内装材（壁、天井、床、間仕切り）：耐火、吸音、結露防止、防水、意匠  
外装材（外壁、軒天、屋根、煙突材）：耐火、耐候、防水、意匠
- ・石綿含有仕上塗材  
内壁の仕上：意匠  
外壁の仕上：意匠、耐候

石綿は2006年9月より使用、製造、輸入、譲渡、提供を全面禁止され、2006年以前に建造された建物に使用されている可能性があります。

## 「特定粉じん排出等作業」とは

吹き付け石綿その他の特定粉じんを発生し、または飛散させる原因となる建築材料で政令で定めるもの（特定建築材料という）が使用されている建築物その他の工作物（建築物等）を解体し、改造し、または補修する作業の内、その作業場所から排出され、または飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものを言う。

大気汚染防止法における「特定工事」とは特定粉じん排出等作業」を伴う建設工事を言う。

建築物や工作物を解体・改造・補修する元請業者等は、工事を行う前に石綿含有建材が使用されているか否か確認が必要です。

**※石綿の使用は2006年9月より禁止されていますが、この確認作業は建築時期、規模、用途を問わず、全ての建築物・工作物の解体・リフォームで必要となります。**

## 確認方法

- ・設計図書その他書面による調査
- ・現地での目視による調査
- ・分析による調査

建築物や工作物を解体・改造・補修する際は、事前調査が必要であり、「一定規模以上の工事」を行う場合は、石綿の使用の有無に関わらず、事前調査結果を元請業者等が都道府県等に報告しなければなりません。

# 大気汚染防止法 -粉じんに関する規制- 「特定粉じん排出等作業」について

## 一定規模の要件とは

- ・建築物の解体：対象の床面積の合計が80㎡以上
- ・建築物の改造・補修、工作物の解体・改造・補修：請負金額の合計が100万円以上

※工作物は環境大臣が定めるもの（令和2年環境省告示第77号）、金額には事前調査の費用は含まず、消費税を含みます。

## 調査結果の発注者への説明（書面交付）

元請業者（発注者から直接工事を請負った者）は、調査結果について、大気汚染防止法第18条の15第1項各号所定の事項を記載した書面を交付して、発注者に対して説明しなければなりません。

## 記録の保存義務

元請業者は、事前調査に関する記録を作成し、その写しを解体等工事の現場に備え置く必要があります。当該記録は、解体等工事終了後3年間保存しなければなりません。

## 事前調査資格

建築物の事前調査は、必要な知識を有する者に実施させる必要があります。

- ①一般建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）
- ②特定建築物石綿含有建材調査者（特定調査者）
- ③一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て等調査者）

※①と②は現行法において業務範囲は同じ。

※③は一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ実施可能。

## 事前調査の対策、資格取得方法

- ・自社で事前調査資格者を準備する

「建築物石綿含有建材調査者講習」を受験する為には、建築に関する学歴・実務経験等の条件が設定されています。

建築に関する学歴、実務経験が無い場合は満18歳以上であれば誰でも受講できる「石綿作業主任者技能講習」を修了した後、建築物石綿含有建材調査者講習を受講することとなります。

一般調査者は筆記試験のみ、特定調査者は実地研修と口述試験・調査票試験が加わります。

- ・外部へ事前調査を委託する

施工の外注先に有資格者による石綿調査を含め依頼をするか、もしくは石綿調査のみを外注する。

## 石綿に関する詳細な情報は下記をご参考ください

※厚労省：石綿総合情報ポータルサイト

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>

※石綿障害予防規則、石綿作業主任者技能講習会テキスト等掲載ページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/sekimen/jigyoyuuijiko/index\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/jigyoyuuijiko/index_00001.html)

# 石綿障害予防規則「分析調査」について

## 分析調査を要する基準

当該対象建築物等について事前調査を行ったにもかかわらず、石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは、石綿等の使用の有無について、分析調査を行わなければなりません。

## 事前調査の見直し（分析調査の省略）

ただし、事業者が、当該対象建築物等について石綿等が使用されているものと見做して労働安全衛生法及びこれに基づく命令に規定する措置を講ずるときは、分析調査は不要です。

分析調査については、適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定める者に行わせなければなりません。

## 分析調査を実施することができる者とは

下記のいずれかに該当する者を指します

1. 厚生労働大臣が定める分析調査者講習を受講し、修了考査に合格した者
2. 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業」により認定されるAランクもしくはBランクの認定分析技術者または定性分析に係る合格者
3. 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）」の修了者
4. 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
5. 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」
6. 一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

## 調査結果の発注者への説明（書面交付）

元請業者（発注者から直接工事を請負った者）は、調査結果について、大気汚染防止法第18条の15第1項各号所定の事項を記載した書面を交付して、発注者に対して説明しなければなりません。

## 記録の保存(事前調査と同様)

元請業者は、事前調査又は分析調査等の結果に基づき記録を作成し、これを終了した日から三年間保存しなければなりません。

# 石綿が使用されていた場合

## 届出

特定建築材料（吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材）が使用されている場合は、特定粉じん排出作業等の開始の日の14日前までに都道府県知事への届出が必要となります。

また、地域によっては、条例による届出も必要となる場合もあります。

## 対策措置の実施

特定建築材料が使用されている場合の特定粉じん排出作業等を行う場合には、飛散防止措置等を行う必要があります。

地域によっては、条例により、必要な対策が加重されている場合もあります。

## 作業記録の作成・保存

元請事業者は、解体・リフォーム工事が完了したら、発注者に作業完了の報告を書面で行う必要があります。

また、特定粉じん排出作業等に関する記録を作成し、当該記録及び書面の写しを工事終了日から3年間保存しなければなりません。

# 建設リサイクル法（建設工事に係る 資材の再資源化等に関する法律）

建設リサイクル法とは特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等を目的とする法律です。

## 「解体工事業」について

土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る建設業の許可を持たずに、家屋等の建築物その他の工作物の解体工事を行う方は、元請・下請の別にかかわらず、解体業が可能な建設業許可又は建設リサイクル法に基づく解体工事登録（工事を施工する区域を管轄する都道府県知事の登録。ただし、行える工事は500万円未満（税込み）のみ。）が必要です。したがって、**これらの許可又は登録なく解体業を請け負うことは、たとえ実際の工事を外注先にすべて委託する場合であってもできません**（建設業のような軽微な工事の例外もありません。）。

（建設業法の改正に係る解体工事業に関する経過措置は終了しました。令和元年6月1日以降は、とび・土工工事業の許可を有している事業者であっても、解体工事業の登録または建設業許可が必要となります）。

- 1)建築物等に使用されている建設資材に係る分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の義務付け
- 2)発注者又は自主施工者による工事の事前届出、元請業者からの発注者への書面による報告の義務付け
- 3)解体工事業者の登録制度や技術管理者による解体工事の監督

## 「分別解体等及び再資源化等の義務付け」について

一定規模以上の建築物や土木工作物の解体工事、新築工事等（これらを「対象建設工事」といいます。）については、一定の技術基準に従って、その建築物等に使用されているコンクリート（プレキャスト鉄筋コンクリート板等を含む。）、アスファルト・コンクリート、木材（これらを「特定建設資材」といいます。）を現場で分別することが義務付けられます。

分別解体等及び再資源化等の実施義務の対象となる建設工事の規模に関する基準は下記の通りです

- 1)建築物の解体工事では床面積80㎡以上
- 2)建築物の新築又は増築の工事では床面積500㎡以上
- 3)建築物の修繕・模様替え等の工事では請負代金が1億円以上
- 4)建築物以外の工作物の解体工事又は新築工事等では請負代金が500万円以上

# 労働安全衛生法

作業床高2m以上の高所作業に関して（墜落防止措置の基本的な考え方）

労働安全衛生法令では、墜落による労働者の危険を防止する措置として、高さ2メートル以上の箇所で作業を行う場合には、作業床を設け、その作業床の端や開口部等には囲い、手すり、覆い等を設けて墜落自体を防止することが原則としてあります。

しかし、こうした措置が困難なときについて、労働者に安全帯を使用させる等、代替の墜落防止措置が認められています。

作業床・手すり等の設置が困難な場合に労働者の危険を防止する手段としての例示

安衛則518条

1)事業者は、高さが二メートル以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く。）で作業を行なう場合において

墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。

2)事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。